第１号様式（第５条関係）

細街路拡幅整備協議書

①　　年　　月　　日

②

品川区長　あて

建　築　主　住所　東京都品川区広町 2-1-36
氏名　品　川　　太　郎
電話　０３（５７４２）６７７２

連　絡　者　氏名　〇〇〇〇一級建築士事務所
担当　〇〇
電話　０３（××××）××××
Mail　xxx@xxxxx.co.jp

土地所有者　住所　東京都品川区広町 2-1-36
氏名　品　川　　太　郎
電話　０３（５７４２）６７７２

品川区細街路拡幅整備要綱第５条に基づき、後退用地および隅切用地の整備ならびに管理について、下記により協議します。

	後退用地の地名地番	品川区　広町２　丁目　３７７５　番　２（住居表示　１　番　３６　号）		
③	前面道路の種別	１．区　道　（２．私　道）　３．その他（　　）		
	後退用地の権限	１．寄　付　２．無償使用　（３．私　有）		
④	隅切用地の権限	１．寄　付　２．無償使用　（３．私　有）		
⑤	整備の方法	（１．区施工）　２．自主施工（大企業・開発環境指導要綱・その他）		
⑥	整備の概要	道路の位置	後退延長	後退面積	整備の詳細
		東			畳
		東			畳
		東			畳
					畳
		東・西・南・北		m	L型移設・現石設置
⑦	助成制度　電柱の移設	（有）（ＮＴＴ・東電）		無	
	道路面既存ＲＣ塀の除却	（有）	無		
	道路面既存擁壁の除却	有（ブロック造・大谷石・ＲＣ造）		（無）	
	道路面新設擁壁の築造	有（ＲＣ造）	（無）	【区受付欄】	
	その他	（　　）			
⑧	後退表示板の設置	（する）	しない		
⑨	建築工事着工日	令和　〇年　〇〇月　〇〇日			
	建築工事完了日	令和　〇年　〇〇月　〇〇日			

整備の概要の欄は空欄のまま提出ください。
（協議済後の副本受取時に記入いただきます。）

【注　　意】協議書は正副２部を提出してください。（副本は正本のコピーでも可）
【添付図面】①案内図　②配置図　③道路断面図　④公図の写し　⑤登記事項証明書
※④、⑤は３か月以内のもの（インターネット取得のものでも可）
※委任状不要

【注意事項】

① 受付時に記入ください。和暦・西暦のどちらでも構いません。

② 建築主や土地所有者が複数存在する場合は、余白もしくは別紙に記載をお願いします。
土地所有者の情報が引越や売買等で謄本と一致しない場合、**住民票や戸籍謄本、売買契約書（写）、遺産分割協議書等**を添付ください。
連絡者は、区から図面の修正等を依頼したときに対応可能な方を記入ください。また、**メールアドレス**を必ず記入ください。

③ 前面道路が「区道」の場合、後退用地の権限は原則として「寄付」または「無償使用」となります。
前面道路が「私道」の場合、後退用地の権限は「私有」となります。

④ 隅切用地の権限は、前面道路が「区道」であり、「寄付」または「無償使用」によって道路区域に編入（確認申請の敷地に含むこと不可）する予定であれば、「寄付」または「無償使用」となります。
前面道路が「区道」であっても、道路区域に編入する予定はなく、東京都建築安全条例第２条に基づく隅切（確認申請の敷地に含むこと可）にする場合は「私有」となります。
前面道路が「私道」の場合は、「私有」となります。

⑤ 基本的に「区施工」となります。
ただし、「建築主が大企業（中小企業基本法第２条に基づく中小企業以外）のとき」及び「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱の適用を受ける敷地に接する道路」の後退用地の整備は「自主施工」となります。

⑥ 受付時は空欄のままで構いません。（協議済後の副本受取時に記入いただきます。）

⑦ 助成制度対象の有無について明示ください。
なお、道路沿いの CB 塀の撤去助成については、品川区都市環境部建築課審査担当（構造）で行っております。

⑧ 後退表示板設置の有無について明示ください。

⑨ 工事着工予定日と完了予定日を明記ください。和暦・西暦のどちらでも構いません。

【その他】

・土地の売買、有効宅地の算出等のための細街路拡幅整備協議は受付しておりません。

・協議書を受付してから協議済となるまで、概ね**２～３週間**かかりますので、余裕を持った申請を行ってください。

・添付書類や図面の情報に不足がある場合は、受付できない場合がございます。
図面の書き方は、協議書裏面の記入例を参照ください。

・添付書類について、①～⑤以外に参考になる図面や資料（道路調査の参考図や地積測量図、借地割図等）があれば、適宜添付ください。

・細街路協議は、申請者作成の図面をもとに、２項道路の中心線の考え方、終端の位置の考え方を協議するものであるため、座標値、後退用地や有効宅地の面積、民民境界の位置については確認していないとともに、寄付や無償使用の際の区による道路区域図作成のための再測量で道路幅員や後退幅員等に誤差が生じることがございます。予めご了承ください。